

神河町宅地開発支援事業補助金交付要綱

令和4年3月24日
要綱第11号

(目的)

第1条 この要綱は、神河町の宅地開発を推進することにより、移住定住の促進による人口増加を図るため、宅地を造成し、分譲する民間事業者に予算の範囲内において交付する神河町宅地開発支援事業補助金(以下「補助金」という。)について、神河町補助金等交付規則(平成17年神河町規則第37号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業の要件)

第2条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に定める要件の全てに該当するものとする。

- (1) 補助対象事業地(以下「事業地」という。)は、既設上下水道管を有する道路に接道すること。ただし、町と協議の上、自己の費用で上下水道管の延長又は上下水道設備の整備計画がある場合は、この限りでない。
- (2) 事業地は、神河町防災ハザードマップで定める土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)以外の区域であること。
- (3) 事業地は、農業振興地域の農用地区域外であること。
- (4) 3区画以上の宅地分譲事業であること。
- (5) 1区画面積が165平方メートル以上であること。
- (6) 予定建築物の用途が、一戸建て専用住宅又は一戸建て併用住宅(併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が居室部分であり、玄関、台所、浴室、便所及び居室を有しているもの)であること。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に定める要件の全てに該当するものとする。

- (1) 前条の補助対象事業を行う者
- (2) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者である者
- (3) 神河町暴力団排除条例(平成25年神河町条例第5号)第2条各号に規定する者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、分譲区画1区画につき50万円とし、予算の範囲内で補助することができる。

(交付申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業地の開発に係る造成工事の着工予定日の1週間前までに神河町宅地開発支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
 - (2) 土地利用計画図等開発計画の内容が確認できる書類
 - (3) 宅地開発にかかる経費及び積算内容が確認できる書類(経費内訳書、見積書等の写し)
 - (4) 宅地建物取引業免許の写し
 - (5) 造成工事着手前写真
 - (6) 土地の所有者を特定できる書類(不動産登記事項証明書等)
 - (7) 登記全部事項証明書(個人にあっては、住民票の写し)
 - (8) 町税等に滞納がないことを証明する納税証明書等
 - (9) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、神河町宅地開発支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。
(補助対象事業の変更等)

第6条 申請者は、補助金の交付決定後に補助対象事業を変更又は中止しようとするときは、速やかに神河町宅地開発支援事業補助金交付変更(中止)申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 変更に係る図書
 - (2) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項による申請があった場合は、その内容を審査し、変更又は中止を承認するときは、神河町宅地開発支援事業補助金交付変更(中止)承認通知書(様式第4号)により補助申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による承認に当たり、必要な条件を付することができる。
(実績報告)

第7条 第5条第2項又は前条第2項の規定による認定を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は補助交付決定のあった会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、神河町宅地開発支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業地に係る公図の写し及び登記全部事項証明書
 - (2) 事業地の完成図面
 - (3) 宅地開発に要した経費が確認できる書類(経費内訳書、請求書、領収書等の写し)
 - (4) 造成工事中写真及び造成工事完了写真
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- (額の確定)

第8条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、内容を審査するとともに必要に応じて現場調査等を行い、適当と認めたときは、交付すべき額を確定し、神河町

宅地開発支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、神河町宅地開発支援事業補助金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、神河町宅地開発支援事業補助金交付取消通知書(様式第8号)により補助申請者に通知するものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 交付決定又は変更承認に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の決定を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不適當と認めたとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助事業者に対して補助金を交付しているときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条から第11条に規定する交付の申請等については、同日後もなおその効力を有する。